

住宅の真下にトンネルいらない！

人権侵害の外環事業は中止、大深度法は廃止を！

なくせ公害・守ろう地球環境」(6/4) 第50回全国公害被害者総行動、交流集会

6月4日日比谷にて開催。国民署名提出・環境大臣交渉報告と、よみがえれ！有明訴訟、水俣病、原発事故、大気汚染道路公害、基地爆音訴訟など十数団体が被害救済と連帯アピールを訴えました。

私たちは道路全国連として「環境破壊・無駄で有害な公共事業」のひとつである、陥没事故等の人権侵害の外環道事業中止・大深度法廃止を訴えました。



道路全国連3団体の国交省道路局交渉(6月25日)

「公共事業チェックとグリーンインフラを進める会」超党派議員連盟総会(4/21)

公共事業改革市民会議は、国会超党派議連の総会で人権侵害・漫然継続・科学的知見軽視の評価手法などの公共事業について法制度改革の提言を行いました。

「公共事業による人権侵害

～大深度法事業を例に」

公共事業改革市民会議学習会(6/6)

憲法違反の大深度法の見直し・廃止の議論を国会でしていただくため、4/21に続く第2回学習会を6月6日開催。2団体からの人権侵害事業の実態報告(外環道;陥没事故によるまち壊し。リニア;大臣認可されれば人権侵害も平気のエセ公共事業。虚偽発言のJR東海)があった。続いて、島昭宏弁護士の講演(大深度法は憲法違反。平穏生活権を侵害)と質疑応答では、大深度法は悪法であることがよく理解できた。

大深度法事業にかかる平穏生活権

平穏生活権が包摂する権利には、生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する利益が含まれる。

→島昭宏弁護士



住民の陥没事故不安高まる。事業者は説明責任を果たせ！

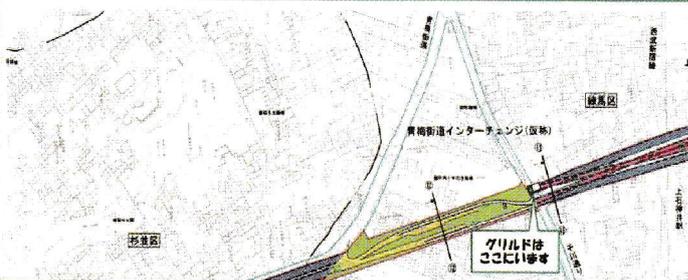
大泉南工事シールド機、青梅街道に迫る

練馬区の青梅街道IC計画地域やその先の杉並区の住民は、陥没事故の不安が高まり、広範囲の住民が家屋調査を受け、低周波音被害に簡易iPhone振動計測定や一時ホテル避難などで備えています。

グリルドはどこ？

2025年05月30日 7時時点

東京都練馬区上石神井南町(大泉JCTから4147m)



杉並区議23名、外環国道に申入れ(1/27)

「杉並区内での掘進にあたり住民への説明責任を果たし、不安解消を図ることを求める申し入れ」の要請項目は、(1)掘削工事等に関する相談コーナー設置、(2)情報の透明性確保に努め、オープンハウスとは別に地元説明会を開催すること。

多くの自治体が事業者の「パシリ」や、事故後に形だけの要請をするなかで、この対応は画期的。

■外環HP、こっそり掘進データ改ざん

虚偽の掘進データ(5月30日4147m)を6月1日まで掲載。検索データはこっそり4142mに改ざん

グリルドはどこ？

2025年05月30日 7時時点

東京都練馬区上石神井南町(大泉JCTから4142m)



■中央JCT南ランプ、異常地盤沈下8mm！ 事業者は説明拒否、Fランプシールドマシンは掘削工事強行へ？！

傍聴に来てください (先着順)

第26回口頭弁論 7月23日(水)15:00

東京地裁103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口

16:00(予定)～ 報告集会

衆議院第2議員会館(地下) 第1会議室

外環道訴訟(行政訴訟)第25回口頭弁論(2025/4/22)

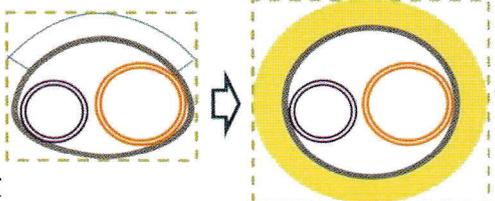
◎東名JCT地中拡幅部工事、構造・範囲の変更を都市計画法の変更手続きを経ずに行うのは違法

◎大深度地下法の法令違憲性その1、財産権制約が極めて強度で憲法29条1項に違反する

原告準備書面(64)では東名JCT地中拡幅部の工事の違法性について主張をした。今年の1月に世田谷で開催されたオープンハウスで、「東名JCT地中拡幅部工事は、首都高速3号渋谷線と中央環状線を接続する大橋ジャンクションにて採用された工法と同様の工法で施工します」と発表され、その工法はいわゆるNATM工法であるとされている。

しかし、2014年6月、トンネル施工等検討委員会は、地中拡幅部については、「より確実な安全性や健全性の確保が可能な構造」として「円形形状を基本」とする案に変更することとし、2015年6月に「事業変更承認」がなされている。これには東名JCTの地中拡幅部も含まれていた。

ところが、2024年9月の第30回トンネル施工等検討委員会では、



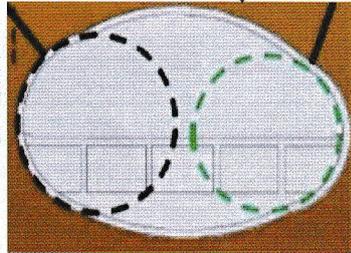
円形形状に都市計画変更2015.6

いつのまにかまた以前のNATM工法(馬蹄形構造)に戻している。すなわち「円形形状を基本」とし、「十分な(右上へ)

(左下から)止水領域を確保」するとしてなされたはずの地中拡幅部の変更計画は、東名JCTについては事業者らによって一方的に撤回されたのである。このように、現在開始された東名JCT地中拡幅部工事は、2015年の事業変更承認で承認・認可された地中拡幅部の構造、範囲を再び無断で変更するものである。そのような勝手な変更は、承認・認可手続きを経ていないから都市計画法63条1項、60条1項3号に反する違法な工事である、というのが準備書面(64)の趣旨である。



原告準備書面(65)は大深度地下法の憲法違反性について本格的な主張の展開の第1段を提出した。即ち大深度地下法の法令違憲性その1として財産権侵害性について、財産権制約立法に対する合憲性判定基準を示しつつ、大深度地下法の財産権制約が目的、手段の観点から見て極めて強度なもので憲法29条1項に違反するとの論旨を展開した。



馬蹄形として工事開始。変更手続きなく違法!

▼調布市情報漏洩等国賠訴訟
口頭弁論7月14日(月)11時
東京地裁立川支部405法廷

◆外環道青梅街道IC取消訴訟
口頭弁論10月9日(木)13:30
東京地裁103号法廷

●NO!大深度リニア訴訟
7月18日(金)13:30 第5回
東京地裁103号法廷

●ストップ・リニア訴訟
7月24日(木)13:30 第6回
東京高裁101号法廷

●リニア山梨明かり区間訴訟
10月22日(水)13:30 判決
東京高裁511号法廷

「東京外環道訴訟を支える会」

<http://nongaikan.sblo.jp/>

問合せ:nongaikan2017@gaikan.net

ゆうちょ銀行 〇一九店当座 0392387

郵便振替口座 00150-0-392387

年会費1000円 カンパ歓迎

第26回弁論7月23日(水)15時、
地裁103号法廷、終了後報告
集会を予定。傍聴を!

住民無視のリニア調査掘進結果説明会6/13-14町田

昨年10月町田市小野路町の民家の庭に地下水・酸欠気泡を噴出させたトンネル調査掘進説明会は、交通不便な地区(1時間に1本のバスで町田駅20分、夜間は狸類が道路横断)の1会場だけで強行。説明資料も北品川工区説明会(駅近3会場)に劣るざさんさ。

大湫の地盤沈下深刻! JR東海が漏水対策工事中止

岐阜県瑞浪市大湫町の水枯れ・地盤沈下が止まらない問題について、JR東海は6月3日、トンネル崩落のリスクがあり、トンネル内への湧水対策工事中止を発表。打つ手なく、別水源用意へ。

「北陸新幹線延伸計画、京都市内大深度トンネルルート反対決議」6月6日京都市議会

地下水への影響、残土処理、住民への情報非開示、歴史的・文化的建造物への影響、採算性などの問題があり、現在の計画は京都市の未来に重大な問題を招くというもの。